

西山公園イルミネーション設計・施工 プロポーザル審査要領

（目的）

第 1 条 この要領は、西山公園イルミネーション設計・施工プロポーザル審査委員会設置要綱第 7 条の規定によるプロポーザル審査に関する審査基準および必要な事項を定めることを目的とする。

（審査基準）

第 2 条 審査は、別紙の審査基準により行う。

（審査方法）

第 2 条 審査は、参加者がプレゼンテーションを行い、最も優れた企画提案者を当該工事等請負候補者として特定する。

（その他）

第 4 条 この要領に定めるほか、設計・施工の企画提案の審査に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要領は、令和 8 年 7 月 2 2 日から施行する。

別紙

西山公園イルミネーション設計・施工にかかる審査基準

(1) 評価基準ならびに評価項目

No.	点数	評価項目	配点	審査の観点
1	10 点	実施体制 業務実施の確実性	5 点	・ 必要な人員配置・責任体制が整っているか ・ 各従事者の主要業務の経歴等は業務を遂行する上で適切であるか
			5 点	・ 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか
2	20 点	提案内容の的確性	20 点	・ 本市の西山公園の魅力や地域資源を生かしたストーリー性、コンセプトの明確さ
3	20 点	提案内容の独自性	10 点	・ 独自の提案（景観との調和や写真映え等）の効果的な手法が提案されているか
			10 点	・ 集客・地域連携をふまえた提案（来園促進策）がされているか
4	20 点	提案内容の実現性	20 点	・ 適正な工程管理や安全対策、維持管理の業務フローが構築され、提案内容に実現性があるか
5	10 点	総合判断	10 点	・ 本事業に対する理解度や熱意等を総合的に判断
6	20 点	金額点	20 点	・ (最低提案額／提案額)×20
合計	100 点			

(2) 審査項目の採点基準

評価点は、審査項目毎に A～E の 5 段階で評価し、その評価点に評価倍率を乗じたものを審査項目毎に行い、合計点を算出する。

- A 特に優れている【各項目の配点×1.0】
- B 優れている【各項目の配点×0.8】
- C 平均的な内容である【各項目の配点×0.6】
- D 仕様は満たしているが、内容に乏しい【各項目の配点×0.4】
- E 提案ができていない【各項目の配点×0】

（３）審査の採点

- ① 審査の採点にあたっては、審査会委員全員の採点の合計（１審査会委員（委員数５名）、１提案者当たり１００点満点の合計５００点）を用い、採点結果の最も高い者を１位とする。
- ② 採点の合計が同点であった場合は、ア：提案内容の的確性、イ：提案内容の独自性、ウ：提案内容の実現性の合計点が高い提案者を選定する。

（４）評価基準点の設定等

審査の最低基準点を３００点（全体の６割）とし、結果が最低基準点を下回る場合は、採点結果の最も高い者であったとしても選定しない。 または応募が１者の場合は、その採点結果が３００点未満であった場合は、選定しない。